



実施機関等  
受付年月日

受付番号

届書  
コード 184113

年金受給権者 受取機関変更届  
(兼 年金生活者支援給付金 受取機関変更届)

令和 年 月 日提出

※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

①個人番号（または基礎年金番号）				受給しているすべての年金の変更を希望する場合は下欄に✓してください。 <input checked="" type="checkbox"/>	変更する年金を指定する場合は以下に年金コードをご記入ください。				②生年月日			
									明治	年	月	日
								大正				
								昭和				
								平成				
								令和				
受給権者氏名				(フリガナ)				電話番号				
								— —				
住所	④郵便番号		⑥ (フリガナ)									
			都道府県		郡市		区		町村			
<input checked="" type="checkbox"/> 下欄に記載する変更後の受取機関が「公金受取口座」として登録済の場合は、左欄に✓してください。※公金受取口座については裏面をご覧ください。												
口座名義（カタカナでご記入ください）						金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。						
変更後の受取機関	⑦ 金融機関	(フリガナ)		(フリガナ)		⑧金融機関コード	⑩預金種別	⑪預金通帳の口座番号（左詰め）				
		金融機関名		支店名		※	1. 普通 2. 当座					
		銀行 金庫 信組 農協 信連 信漁連 漁協		本店 支店 出張所 本所 支所		⑨支店コード						
						※						
ゆうちょ銀行	⑪貯金通帳の口座番号											
	記号（左詰めでご記入ください）					番号（右詰めでご記入ください）						

◎変更後の口座番号等をご記入のうえ、金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けてください。  
※公金受取口座を指定する場合、通帳のコピー（金融機関名、支店名、口座名義人フリガナ、口座番号が記載された面）の添付または金融機関等の証明は必要ありません。

### 【年金受給権者 受取機関変更届の提出にあたって】

1. 住所は番地、建物（マンション・アパート）名、部屋番号、〇〇方などまで正しくご記入ください。
2. フリガナは、カタカナではっきりとご記入ください。
3. 届出者の方は、※印欄をご記入いただく必要はありません。
4. 複数の年金受給権をお持ちの方は、この届により複数の年金の受取機関を変更することができますので、変更する年金の年金コードをご記入ください。なお、受給しているすべての年金の変更を希望する場合は、チェックボックスに✓をご記入ください。  
なお、平成27年9月30日までに受給権が生じた年金については、この届では変更できませんので、別途手続きが必要になります。また、年金生活者支援給付金を受給している方が、現在受給している基礎年金の受取機関を変更した場合、年金生活者支援給付金の受取機関は基礎年金と同じ受取機関に変更されます。
5. 1 金融機関の「銀行」「金庫」「信組」「農協」「信連」「信漁連」「漁協」のいずれかに○を付けてください。
6. 漁協は、実施機関によっては送金できない場合があります。
7. 1 金融機関の「本店」「支店」「出張所」「本所」「支所」のいずれかに○を付けてください。
8. 受取機関の変更は、次の年金の支払日の1か月以上前までに手続きをお願いします。  
なお、変更後の新しい受取機関への初めての支払いを確認するまでは、念のために旧口座はそのままにしてくださいようお願いします。
9. 口座名義については、受給権者ご本人の口座に限ります。

### 金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明について

公金受取口座として登録していない口座を指定する場合は、金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けてください。

なお、次の書類の提出があれば、証明を受ける必要はありません。

預金通帳（貯金通帳）のコピーその他の預金口座を明らかにすることのできる書類を添付される場合

※預金通帳（貯金通帳）、キャッシュカードまたは金融機関が発行する書類のコピー等

※インターネット専業銀行等の場合には、インターネットからプリントアウトしたもの等

○金融機関の場合

金融機関名、支店名（支店コード）、口座番号、口座名義人フリガナ等の記載された部分を添付してください。

○ゆうちょ銀行（郵便局）の場合

貯金通帳の記号番号、口座名義人フリガナ等の記載された部分を添付してください。

\*貯蓄口座への振込はできませんのでご注意ください。また、インターネット専業銀行は年金の受け取りができない銀行もありますのでご注意ください。

「公金受取口座」について（年金受取口座として公金受取口座を利用する場合）

公金受取口座として登録済の口座を指定する場合、口座名義の上の欄の口に入力してください。この場合、通帳もしくはキャッシュカードのコピーの添付または金融機関等の証明は不要です。

○公金受取口座登録制度とは

●公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座とし、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。

●公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。

詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。

○年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点

●公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。

●年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

●また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。